

尼崎市監査公表第7号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成25年5月22日

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 北 村 章 治

同 田 村 征 雄

## 措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	交通局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年3月29日
4 監査結果の内容	<p><u>乗車券管理台帳について</u></p> <p>乗車券管理規程に基づき、管理課長は、調整、交付及び戻入れのあった乗車券数をその都度乗車券管理台帳に記帳し、常にその現在高及び受払状況を明らかにしておかなければならないとされている。しかしながら、乗車券管理台帳に代わるものとして、パソコンで乗車券在庫の表を作成しているが、払出数等と残数を上書きして更新しているため、払出等の経過が確認できないものとなっていた。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p> <p>&lt;指導の要点&gt;</p> <p>乗車券管理については、乗車券管理規程に基づき、調整、交付及び戻入れのあった乗車券数をその都度乗車券管理台帳に払出等の経過が記録できる方法で記帳し、常にその現在高及び受払状況を明らかにしておくこと。</p>
5 措置の内容	<p>平成25年1月30日に乗車券管理規程に基づく乗車券管理台帳の様式を設定し、監査委員の指導の要点のとおりその都度乗車券管理台帳に受払状況を明らかにしている。</p>